

○徳島県警察官の服制に関する規程

(昭和55年12月10日本部訓令第18号)

徳島県警察官の服制及び服装に関する規程を次のように定める。

徳島県警察官の服制に関する規程

徳島県警察官の服制及び服装に関する規程(昭和32年徳島県警察本部訓令第15号)

の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)、警察官等の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制(平成2年警察庁告示第1号。以下「平成2年警察庁告示」という。)、広域緊急援助隊の服制(平成7年警察庁告示第2号。以下「平成7年警察庁告示」という。)及び警備出動に従事する警察官等の服制(平成27年警察庁告示第2号)に定めるもののほか、徳島県警察官(以下「警察官」という。)の服制に関し細部の事項を定めることを目的とする。

(防寒服)

第2条 防寒服の着用期間は、12月1日から翌年3月31日までとする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず気温等の状況により、着用期間を適宜伸縮することができる。

(雨衣、靴下及び短靴)

第3条 雨衣は、規則の別表雨衣の項の第1種とする。

2 靴下の色は、黒色又は紺色とする。

3 短靴の色は黒色とし、材質は天然皮革又は合成皮革とする。

(特殊被服等の着用等)

第4条 特殊の被服及び装備品(以下「特殊被服等」という。)の着用又は着装及び制式等(色、地質又は材質及び制式をいう。以下同じ。)については、所属長が特に指示する場合を除き原則として、次に掲げるところによるものとする。

(1) 交通専務員(交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員(以下「交通機動隊員等」という。))を除く。以下同じ。)は、別表第1に規定する特殊被服等を着用又は着装するものとする。この場合において、帽子覆い及びあごひもについては、交通指導取締り、交通事故処理等を除く警察活動において、所属長の指示により制帽を着用するときに着装するものとする。

(2) 交通専務員以外の警察官が交通整理、交通指導取締り、交通事故処理、検問等に従事するときは、所属長の指示により別表第1に規定する特殊被服等の全部又はその一部を着用又は着装するものとする。

(3) 交通機動隊員等は、平成2年警察庁告示に規定するもののほか、別表第2に規定する特殊被服等を着用又は着装するものとする。

(4) 警ら用無線自動車乗車勤務員が街頭において勤務に従事する場合は、ヘルメットを着用するものとする。

(5) 警備課員(県本部及び署の警備課員をいう。以下同じ。)、機動隊員(管区機動隊員を含む。以下同じ。)及び機動装備隊員(徳島県警察機動装備隊設置運用要綱の制定につい

て(平成8年9月25日徳務第644号)に規定する機動装備隊員をいう。以下同じ。)は、別表第3に規定する特殊被服等を着用又は着装するものとする。

- (6) 広域自動車警ら隊員は、別表第4に規定する特殊被服等を着装するものとする。
- (7) 鉄道警察隊員は、別表第5に規定する特殊被服等を着装するものとする。
- (8) 地域警察技能指導員等(地域警察技能指導員等運用要領の制定について(平成15年8月18日徳地甲第339号)に規定する技能指導員及び準技能指導員をいう。以下同じ。)は、別表第6に規定する特殊被服等を着装するものとする。
- (9) 広域緊急援助隊員は、平成7年警察庁告示に規定するもののほか、災害活動用ヘルメットに徳島県警察と表示するものとする。
- (10) 礼服、音楽隊員、拠点整備課員、警察船舶係員、警察航空隊員、署の地域課員、検視係員、鑑識専務員、科学捜査研究所員、交通捜査係員、交通鑑識係員、施設係員、規制係員、管制係員、初任科生及び特殊部隊員の服制等については、別に定めるところによる。

(活動服の着用等)

第5条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特に所属長の指示があるときを除き、活動服及び活動帽を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路表示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずるものであると所属長が認めた業務に従事するとき。

2 警察官は、活動服を着用しているときは、制服用ネクタイを着用することができる。

3 警察官は、別表第1に規定するヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(私服の着用)

第6条 次の各号に掲げる所属に勤務する警察官は、勤務上必要があるときは私服を着用することができる。

(1) 県本部における所属

警務部 総務課 情報発信課 会計課 拠点整備課 警務課 企画課 厚生課
生活安全部 生活安全企画課 少年女性安全対策課 生活環境課
刑事部 刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所

交通部 交通指導課(専従員としてひき逃げ事件及び交通特殊事件の捜査並びに被

疑者逮捕の作業に従事する警察官に限る。)

警備部 公安課 警備課

(2) 署における所属

生活安全課 刑事課 警備課

2 所属長は、前項以外の所属に勤務する警察官についても勤務の性質上特に必要があると認めるときは私服を着用させることができる。

(エンブレムの図柄)

第7条 規則別表に規定するエンブレムの図柄は、徳島県警察シンボルマーク及びシンボルマスケットの制定等に関する訓令(平成4年徳島県警察本部訓令第28号)に規定するシンボルマークとする。

2 図柄の使用区分は次表に掲げるとおりとする。

服装区分	図柄
冬服、冬活動服、合服、合活動服、防寒服	円型銀色地に、うずしお部分を紺色とし、太陽部分を赤色とする。
夏服、冬ワイシャツ、合ワイシャツ	全体を銀色とする。

(識別章)

第8条 規則別表に規定する識別章の番号標の表面に表示する識別番号は、別表第7のとおりとする。

2 所属長は、番号標管理台帳(別記様式)により番号標を管理するものとする。

3 識別章の番号標は、他の所属へ異動するときに返納するものとする。

(出勤退庁時の服装)

第9条 出勤又は退庁時の服装は、制服を着用しないことができる。

附 則

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年7月30日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和57年7月30日から施行する。

附 則(昭和59年3月27日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月24日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年1月12日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和60年2月11日から施行する。

附 則(昭和61年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月31日本部訓令第19号)

1 この訓令は、平成2年11月1日から施行する。ただし、改正後の〔中略〕徳島県警察官の服制及び服装に関する規程第4条のうち、警察航空隊員の特殊の被服及び装備品に

関する規定は、平成2年1月1日から適用する。

- 2 この訓令施行の際、すでに交通機動隊員に貸与された特殊の被服及び装備品については、この訓令により貸与されたものとみなす。
- 3 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制(平成2年警察庁告示第1号。以下「告示」という。)に定める服制によることとなった際、現に改正前の貸与規程第3条により貸与されている交通機動隊員の乗車用防寒服及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年徳島県条例第30号)第2条により貸与されている雨衣(交通機動隊員のものに限る。)については、告示に定める防寒服及び雨衣とみなし、当分の間、使用することができるものとする。

附 則(平成3年1月29日本部訓令第3号)

この訓令は、平成3年2月1日から施行する。

附 則(平成6年1月24日本部訓令第3号)

この訓令は、平成6年3月17日から施行する。

附 則(平成6年3月23日本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際に警察官に貸与されている白色帯革は、当分の間、改正後の別表第1及び別表第2に規定する白色帯革として使用することができる。

附 則(平成6年10月28日本部訓令第23号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成7年12月7日本部訓令第34号)

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則(平成9年3月21日本部訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月26日本部訓令第3号)

この訓令は、平成10年3月3日から施行する。

附 則(平成10年9月25日本部訓令第12号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月8日本部訓令第3号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年10月25日本部訓令第21号)

この訓令は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月25日本部訓令第35号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月27日本部訓令第21号)

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。ただし、〔中略〕第8条〔中略〕の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月27日本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日本部訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月12日本部訓令第25号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日本部訓令第12号)抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月2日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年2月2日から施行する。

附 則(平成28年3月17日本部訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月21日本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日本部訓令第9号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月17日本部訓令第21号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日本部訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

交通専務員の特殊被服等

品目	制式等
帽子覆い	色は、白色(夜光製銀色を含む。以下この表において同じ。)とする。
あごひも	色は、白色とする。
ヘルメット	1 色は、白色とする。 2 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するもので、正面に金色、金属製の旭日章を付け、外周に白色反射テープを巻いたものであること。
警笛つりひも	色は、白色とし、絹糸、人造繊維又は合成繊維で、上部は三つ編みのひも、下部は丸ひもとし、遊革2個をつける。
手袋	色は、白色とする。
交通腕章	色及び形状は、合成繊維等の繊維又はビニールの緑色地にスコッチライト又はレフライト反射布白色2条線を入れ、両端をホック又はひも止めとし、中央側端部に固定用環を付ける。
白色帯革	1 色は、白色又は銀白色とする。 2 形状は規則の別表帯革の項に定めるものとする。
ズボンすそ覆い	1 色は、白色又は紺色とする。 2 合成繊維等の繊維又はナイロンメッシュ、横2条の反射部分はレフライト等反射材とし、面ファスナー脱着式とする。
夜光チョッキ	反射部の色は、白色又は銀白色とする。ただし、自発光機能を備えたものを取り付けるときは、赤色その他の色のものを取り付けることができる。
雨衣	色は、白色のものとする。

別表第2(第4条関係)

交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員の特殊被服等

品目	制式等
乗車用ヘルメット	1 色は、白色とする。 2 ジェット型又はセミジェット型の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するもので、正面に金色、金属製の旭日章を付け、外周に白色反射テープを巻いたものであること。
交通乗車服 (冬服、防寒服、合服、夏服)	平成2年警察庁告示のとおり。
マフラー	平成2年警察庁告示のとおり。
乗車靴	1 色は、黒色とする。 2 甲部に締めバンドを付けた皮革製長靴とする。
白色帯革	交通専務員のものと同様とする。
警笛つりひも	交通専務員のものと同様とする。
夜光チョッキ	交通専務員のものと同様とする。

雨衣	平成2年警察庁告示のとおり。
乗車用手袋	1 色は、冬用は黒色とし、夏用は白色系のものとする。 2 皮革製又は合成皮革製若しくは布製のもので、冬は長型、夏は普通型とする。
交通乗車服記章	第7条に規定するとおり。ただし、交通機動隊員にあつては、形状及び色は図のとおりとする。

※図省略

別表第3(第4条関係)

1 機動隊員の特殊被服等

品目	制式等
機動隊員章	1 色は、黒色地に金色の花模様とする。 2 金属製(円形)で、金色のさくら紋章を浮出しに配し、形状は図1のとおり。
管区機動隊員章	1 色は、いぶし銀色とする。 2 金属製(円形)で、桜花の浮出し、中央部に「管」の文字浮出しとし、形状は図2のとおり。
機動隊部隊腕章	色及び形状は、布製の黒色地に白色2条線を入れ、中央部に「機」のマークを縁取りし、形状は図3のとおり。

※図省略

2 警備課員、機動隊員及び機動装備隊員の特殊被服等

品目	制式等
災害対策用活動帽子	1 色は紺色及び水色とする。 2 布製(難燃性)で、帽子前面にエンブレムを付ける。
災害対策用活動服	色及び形状は、布製(難燃性)の紺色及び水色地で、上衣は長そでの作業用仕様のものとする。
活動帽子 (機動装備隊員に限る。)	1 色は紺色とする。 2 布製で、帽子前面に「機動装備隊」、徳島県警察旗マーク後面に「徳島県警」と刺しゅうしたものとする。
作業補助服上衣	色及び形状は、布製の紺色地で、長そではトレーナー形式、半そではTシャツ形式のものとし、左胸部に「徳島県警」とプリントしたものとする。
安全靴	色及び形状は、黒色で革製、先芯は鋼製又は樹脂製のものとする。

別表第4(第4条関係)

広域自動車警ら隊員の特殊被服等

品目	制式等
広域自動車警ら隊員章	金属製とし、形状、色及び取付位置は図のとおりとする。

※図省略

別表第5(第4条関係)

鉄道警察隊員の特殊被服等

品目	制式等
鉄道警察隊員章	1 色は、金色とする。 2 金属製(日章)で、中央部に、レールの断面及び「RPの文字を配した円を浮出しにし、形状は図のとおり。

※図省略

別表第6(第4条関係)

地域警察技能指導員の特殊被服等

品目	制式等
技能指導員章	1 技能指導員にあつては銀色、準技能指導員にあつては銅色とする。 2 形状及び取付位置は図のとおりとする。

※図省略

別表第7(第8条関係)

識別番号標における識別番号

1 各部長

職名	識別番号
本部長	AA001
警務部長	AB001
首席監察官	AB002
生活安全部長	AC001
刑事部長	AD001
交通部長	AE001
警備部長	AF001

2 所属職員

(1)の所属別記号表に規定する所属ごとに固有のアルファベット2文字を付した記号

に、本部にあつては001番から始まる数字3桁の番号、署にあつては(2)の部門別番号表に規定する部門ごとに定めた開始番号から始まる3桁の番号を順次付したものを組み合わせたものとする。

(1) 所属別記号表

所属名	記号
総務課	BA
情報発信課	BI
会計課	BB
拠点整備課	BJ
警務課	BC
企画課	BK
監察課	BD
情報管理課	BE
教養課	BF
厚生課	BG
生活安全企画課	CA
地域課	CB
通信指令課	CE
少年女性安全対策課	CD
生活環境課	CC
刑事企画課	DF
捜査第一課	DA
捜査第二課	DB
組織犯罪対策課	DE
鑑識課	DC
科学捜査研究所	DD
交通企画課	EA
交通規制課	EB
交通指導課	EC
運転免許課	ED
交機隊	EE
高速隊	EF
公安課	FA
警備課	FB
機動隊	FC
学校	BH
初任科生	PA
徳島中央署	TA
徳島名西署	TB
徳島板野署	TC

鳴門署	TD
小松島署	TE
阿南署	TF
牟岐署	TH
阿波吉野川署	TK
美馬署	TM
三好署	TO

(2) 部門別番号表

部門	開始番号
警務	001
生活安全	101
地域	201
刑事	501
交通	601
警備	701

